

9月11日は警察相談の日

～警察の相談ダイヤル #9110～

警察では、**犯罪被害の未然防止**や**県民生活の安全**に関する困り事に応じるため、千葉県警察本部や各警察署において、警察総合相談窓口を開設しているほか、全国統一の警察相談専用電話「#9110」を設置しています。

警察相談専用電話「#9110」に合わせて、9月11日を警察相談の日と定めています。

事件・事故等の緊急通報は110番へ、相談については、相談専用電話（#9110）又は佐倉警察署へお電話ください。

臼井交番

- 千葉県警察本部 相談サポートコーナー
TEL 043-227-9110
(短縮ダイヤル#9110 (全国共通))
受付時間 月～金 (祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※ 短縮ダイヤルについては、携帯電話、PHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線の電話及び一部のIP電話は利用できません。

9月号

佐倉警察署
043-484-0110
臼井交番
043-487-5510



飲酒運転根絶に向けて



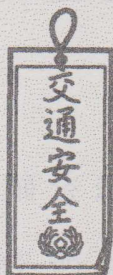
～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～

飲酒運転をした運転者には、厳しい罰則が科せられます。

<酒酔い運転> 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

<酒気帯び運転> 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

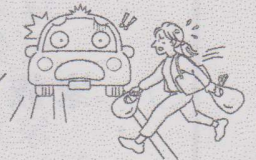
軽い気持ちで飲酒運転をして、大切な人や未来を失いますか？



秋の全国交通安全運動

～反射材「ここにいるよ！」のメッセージ～

期間：令和5年9月21日(木)から
9月30日(土)まで



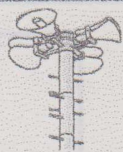
臼井交番管内の事件発生状況について

令和5年7月1日から7月31日までに臼井交番で取り扱った事件は次のとおり14件です。



部品ねらい・自転車盗	各3件
オートバイ盗・車上ねらい・傷害	各2件
万引き・器物損壊	各1件





防災意識を高めましょう



防災は「自らの命は自らが守る」ことが重要です。

毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」と定められ、広く国民が災害についての認識を深めるとともにこれに対する備えを充実することとされています。この機会に「自らが何をすべきか」考え、災害に対して十分な準備をしましょう。



【自助・共助・公助】

災害による被害を軽減するためには、平素からの備えを心掛けるとともに、災害時における「自助」、「共助」、「公助」の連携が重要です。

○ 自助

自助とは、防災の基本となります。自分の命は自分で守る事です。そのために、非常持ち出し品の準備や、家庭での対策を万全にしておきましょう。

○ 共助

共助とは、町内や自治会などのコミュニティ単位で助け合う体制を作り、災害発生時には実際に助け合っていくことです。町内や自治会での防災訓練などの活動に積極的に参加し、共助の心得を身に着けましょう。

○ 公助

自治体、警察、消防、自衛隊などの公的機関が、災害時の被害を最小限に抑えるために行う事前対策や災害時に行う救助・援助活動のことです。



【日常の防災対策】

○ わが家の安全点検

- ・ 建物の点検と補強。ブロック塀の強度を確認しましょう。
- ・ 家具や大型家電製品を固定し、家具の上に物を置かないようにしましょう。
- ・ 寝る部屋は安全なスペースを確保しましょう。
- ・ 火気器具は日頃から点検整備しましょう。

○ 家族の防災会議を開催

- ・ 家族の役割分担を確認し、非常の時の連絡方法を確認しましょう。
- ・ 万が一避難が必要となったときに備え、避難場所や道順の確認をしましょう。
(ばらばらに避難することを考え、集合する場所の確認)

○ 通勤・通学者の備え

外出先で災害が発生し帰宅困難になった場合を想定し、徒歩帰宅や一時的な避難に備えて、帰宅経路の確認、歩きやすいスニーカーや携帯食料などを用意しておきましょう。